

財務省告示第三百七十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十年度の初日から平成二十年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十年十二月二十六日

財務大臣 中川 昭一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十年度の初日から平成二十年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	〇・五三トン
四	一八、六一七トン
五	六八一トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
一三四トン	五〇九トン	一〇、九六〇トン	一〇〇、五五五トン	四八六トン	二二五トン	三〇二、四一七トン	八一八、七四五トン	四、一〇〇、三二六トン	五二、一七五トン	一五、九二九トン	二、六七五トン	二六、八九六トン	一・〇六トン	一・一八トン	二トン

二九	六七一トン
二八	四トン
二七	七、九二一トン
二六	四、六二五トン
二五	〇トン
二四	三〇トン
二三	四、五五五トン
二二	二二五トン
二一	一九、三三三トン